労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

秋田労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃（平成18年秋田労働局最低工賃公示第１号）を令和８年３月31日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年２月20日

秋田労働局長　山本　博之

公　告

諸　事　項

工場財団

秋田県能代市河戸川字北西山48番地１**株式会社森風パワー**の工場財団に能代市河戸川字箒沢115番地１、115番地３、115番地４株式会社森風パワー能代船沢風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年２月20日

秋田地方法務局能代支局